

この労働標準契約書は、映画に関わる労・使・政の協議を経て、  
2019年10月30日に作成されたものです。

## [映画産業 労働標準契約書]

使用者（以下‘甲’）（代表 ）と労働者（以下‘乙’）  
は 次の通り労働契約を締結し、誠実に履行することを確約する。

### 記

#### 第1条（契約の目的）

本契約は、労働条件に関する基準と両当事者間の権利・義務を明確に定めるためのものである。

#### 第2条（契約の対象）

① 本契約の対象となる映画（以下、“本件の映画”と呼ぶ）の情報は、次の各号の通りである。

1. タイトル：
2. 監督：
3. 上映時間：
4. 画角：
5. サウンド：
6. 本件の映画の主要撮影地域：
7. （予想）撮影回（日）数：
8. （予想）撮影期間：20 . . . . . ～ 20 . . . . .

プリプロダクション	プロダクション	ポストプロダクション
～	～	～

② 前項の第6号ないし第8号が変更される場合‘甲’は‘乙’に事前告知しなければならない。

#### 第3条（契約期間）

① 本件の映画契約期間は、映画を制作する プリプロダクションの段階、 プロダクションの段階、 ポストプロダクションの段階に限る（‘乙’の契約期間・段階に合わせて“”にチェックを入れる）。

② 前項における契約期間は 20 年 月 日から 20 年 月 日までとする。ただし、‘甲’の契約延長または更新の通知が無い限り、契約期間満了によってこの契約を基礎とする労働関係は終了するものとみなす。

#### 第4条（‘乙’の従事業務）

① ‘甲’と‘乙’は本件の映画に必要な‘乙’の所属部署（職責）および担当業務に関して次の各号のとおり定める。

1. 所属部署：
2. 職 責：
3. 担当業務：

② ‘甲’は各制作段階別に‘乙’の細部業務に関して、次の各号のとおり定める。

1. プリプロダクション段階：
2. プロダクション段階：
3. ポストプロダクション段階：

#### 第5条（労働時間および休憩）

① 労働時間は次の各号のとおりとする。

1. “1週”とは休日を含む7日である。映画産業における1日の労働時間は8時間。1週の労働時間は40時間を原則とするが、‘甲’と‘乙’の合意のもと、1日の労働時間は12時間、1週の労働時間は52時間まで延長できる。ただし、1週の適用時期は、労働基準法によって異なるものとなる<sup>1</sup>

2. 次の各目の場合、これを労働時間とみなす。ただし、労働時間の中の休憩時間、通常の出退勤時間（ソウルおよび京畿道域内の片道1時間以内）は労働時間ではない

イ. 通常の出退勤時間（片道1時間、京畿道域内）ではない、遠方のロケーションによる移動時間

ロ. 撮影のための準備、整理、待機、移動時間など

ハ. ‘甲’の指揮の下で‘乙’が労働を提供した時間

ニ. 労使間で個別に協議し、承認した時間（ ）

② ‘甲’は‘乙’に対し、労働時間が4時間の場合は30分以上、8時間の場合は1時間以上の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない

③ 本件の映画制作を理由に、甲が採用した労働者の中で過半数を代表する者（労働者代表）と書面合意をなすことで、次の各号の事項を施行することができる

1. 1日12時間を超える延長労働
2. 週休日および休憩時間の変更
3. その他‘甲’と労働者の過半数の合意が必要な事項

④ 労働時間および休憩時間の測定は‘甲’が記録し、‘乙’による確認後に認定される

#### 第6条（賃金）

① ‘乙’の賃金額は次の通りとする

---

1 労働基準法による1週7日の適用時期

-常時勤務者 50名～300名未満：2020.01.01

-常時勤務者 50名未満：2021.07.01

\*1週7日の適用以前の、1週の総労働時間（1週40時間、1週の延長勤務12時間、休日別8時間）

-所定勤務日5日＋休日2日の場合：40時間＋12時間＋8時間＋8時間＝68時間

-所定勤務日6日＋休日1日の場合：40時間＋12時間＋8時間＝60時間

区分	プリプロダクション	プロダクション	ポストプロダクション
時間給	ウォン	ウォン	ウォン
通常の週給額	ウォン	ウォン	ウォン
*通常の週給額：時間給×48h			

② 賃金構成項目および計算方法は各号に依るものとする。

1. 毎月1回支給される賃金は、週単位で算定された賃金を合わせたものとする
2. 賃金の構成項目は、基本給、週給定額金、時間外勤務手当（延長勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当）、週休日および有給休暇手当、未使用年次休暇勤務手当、その他の手当などで構成される
3. 時間外勤務手当のうち延長勤務手当は、1日の労働時間が8時間を超える延長勤務に対して通常の時間給の50%を加算し、1日の労働時間が12時間を超える場合は延長勤務に対して通常時間給の50%を追加加算して支給する。このほか、夜間勤務手当と休日勤務手当は、通常の時間給の50%を加算して支給する。ただし、純制作費が10億ウォン未満（契約当事者間の合意や作品別の労使団体交渉によって30億ウォン未満まで限度を増額することができる）の場合、1日の労働時間が12時間を超える延長勤務については、通常時間給の50%の追加加算は適用しないことも可能である
4. 年次休暇手当は、‘通常時間給×8時間’で算定された金額を支給する
5. 年次休暇を使わずに働いた場合、‘通常時間給×8時間×未使用休暇日数’によって算定された金額を未使用年次休暇手当として支給する

③ ‘甲’は月給与から所得税および社会保険料（国民年金、健康保険、雇用保険）のうち、労働者負担分を控除したのち、以下の‘乙’の口座に毎月（ ）日に支給する（休日の場合は前日支給を原則とする）。ただし、‘乙’が要請した時は、支給方法を別途定めることができる。

[※入金口座： 銀行 / 口座名義 口座番号 ]

#### 第7条（実費弁償）

‘甲’は、‘乙’が第4条で定めた業務遂行と関連して付帯的に支出した各種経費など、その他費用について、領収証を提出した日から（ ）日以内に支給する。ただし、証憑書類の範囲に関しては‘甲’と‘乙’が相互に協議するものとする。

#### 第8条（休日および休暇）

① 休日は次の各号に従って定める。

1. ‘甲’は‘乙’が1週間の所定労働日を皆勤した場合、1日の有給休暇を付与しなければならない
2. 週休日は毎週（ ）曜日とする。ただし、‘甲’が業務上やむを得ない事情によって週休日を変更しようとする場合、少なくとも24時間より前に該当事業のスタッフ（労働者）代表と合意しなければならず、週休日変更の間隔は7日以内とする

② 休暇は次の各号に従って定める。

1. ‘甲’は第3条（契約期間）が1年以上の場合、8割以上出勤した‘乙’に対して、15日の年次有給休暇を与えない

2. ‘甲’は第3条（契約期間）が1年未満の場合、1か月皆勤した場合は1日の有給休暇を‘乙’に与えなければならない
3. ‘甲’は労働基準法に明示された年次休暇、生理休暇、産前産後休暇などの発生要因を‘乙’が満たす場合、休暇の使用を保障する
4. 前項にある休暇以外のその他の特別休暇、病気休暇、公休などは、‘甲’は‘乙’が別途に合意して定めるものとする

#### **第9条（‘乙’の義務）**

- ① ‘乙’は本件の映画制作が円滑に進むよう、業務遂行に最善を尽くさなければならない。
- ② ‘乙’は業務と関連して‘甲’または‘甲’が委任した上役の指示に従わなければならない。
- ③ ‘乙’は‘甲’の同意が無い限り、労働契約期間の間は関連する業務の兼職や、第3者との取引はできず、‘甲’の経営上の利益に反する行為は行わない。
- ④ ‘乙’は業務遂行中に得た全ての情報に関して、機密保持をせねばならず、契約期間満了後も‘甲’の同意なく関連情報を流出させてはならない。
- ⑤ ‘乙’は一身上の都合により辞職する場合、辞職日から30日前までに辞職の意思を‘甲’に書面で伝え、辞職日まで誠実に勤務し、業務の引受・引継を完了させる。
- ⑥ ‘乙’は韓国映画界の一般的な制作および配給方式に従って進められるメイキングフィルム制作、DVDなどの制作、映画の広報および広告の製作などのために必要な撮影およびコメンタリー作業などのための‘甲’の協力要請に応じることができる。

#### **第10条（契約の変更および更新）**

- ① ‘甲’は第3条の契約期間を延長または短縮しなければならない業務上の事由が発生した場合、事由発生日から30日前までに‘乙’に通知するようにする。
- ② 契約期間の途中で賃金および期間、その他の労働条件に変更が必要な場合は、‘甲’と‘乙’が協議して定め、賃金、契約期間、労働時間の変更事項については別途書面で作成しなければならない。
- ③ 本件の契約期間が満了したにもかかわらず、‘乙’の労働提供に関して‘甲’が異議を申し立てない場合には、同契約は期間の定めがない契約として変更されたものとみなす。
- ④ 第3項の、黙示的に更新された契約を‘乙’は何時でも解除・停止することができる。
- ⑤ 黙示的に更新された契約の労働条件は、従前の契約と同一のものとみなす。

#### **第11条（4大保険への加入）**

- ① ‘甲’は本労働契約に従い、‘乙’への四大保険取得申請を行い、関連業務を滞りなく履行できるようにする。
- ② ‘甲’は‘乙’が自身の4大保険加入情報に関する確認を要請した場合、これに応じるものとする。

#### **第12条（現場の安全と労災補償の措置）**

- ① ‘甲’は‘乙’が安全で健康に仕事ができるよう、責任を全うすること。
- ② ‘甲’は危険なシーンの撮影など、作業安全上の危険要素があると予想される場合、職種と業務に適合した検査合格済みの安全装具を支給し、‘乙’に対する安全配慮義務を果たさなければならない。また、‘乙’は安全保健措置に関する‘甲’の諸般の指

示に誠実に従わなければならない。

- ③ ‘甲’は作業および出退勤時の事故予防のため、勤務終了後‘乙’に連続10時間以上の休息時間を保障しなければならない。ただし、天変地異など不可抗力による事情により、10時間以上の休息時間提供が困難な場合、‘労働者（スタッフ）代表’にこれを事前告知し、‘労働者（スタッフ）代表’と合意の上で集合時間を決定すること。
- ④ ‘甲’は‘乙’が業務上の災害を負った場合、産業災害補償保険法に従って補償を受けられるよう、関連業務の処理に誠実に協力すること。
- ⑤ ‘甲’は業務上の災害が発生した時、‘乙’が映画人シンムンゴ（\*訳者補足：社団法人映画人シンムンゴ＝事故、賃金、著作権などのトラブルを訴えられる救済センターのようなもの）に労災に関わる手続きの処理を依頼する場合、映画人シンムンゴの手続き進行に協力しなければならない。

### 第13条（懲戒と損害補償責務）

- ① ‘甲’は‘乙’が第9条の業務を果たさない場合、その軽重に従って警告、減俸、解雇などの懲戒を行える。この時‘甲’は労働者の代表が含まれる懲戒委員会を構成し、懲戒対象者に召命の機会を付与しなければならない。
- ② ‘甲’は‘乙’を解雇しようとする場合、解雇日から30日前に‘乙’に対して予告せねばならず、30日前に予告を行わなかった場合、30日以上通常賃金を支給しなければならない。ただし、本項に関わらず、労働基準法第26条に依拠し、次の各号のいずれかに該当する場合はその限りではない。
  - 1. 労働者が継続して働いた期間が3か月未満の場合
  - 2. 天災・各種の動乱、その他不測の事由によって事業の継続が不可能な場合
  - 3. 労働者が故意に事業に対し莫大な支障を招いたり、財産上の損害を与えた場合（労働基準法施行規則別表に該当する場合）
- ③ ‘甲’が‘乙’を解雇しようとする際、解雇理由と解雇時期を明示し、書面によって通知しなければならない。書面で通知しない解雇は効力がない。ただし、第2項に従い解雇予告通知を行った場合には、本項に依る書面通知を行ったものとみなす。
- ④ ‘乙’の故意または重過失に起因し、‘甲’に財産上の損害が発生した場合、‘乙’は第1項の懲戒措置とは別途に損害賠償責任を負担する。ただし、‘乙’の業務の特性上、損害発生の危険が残り続けている場合や、損害発生の原因が業務と関連した正当な行為に起因するものであれば、その責任は減免できる。
- ⑤ 懲戒および解雇が地方労働委員会または確定判決によって不当と認定された場合、‘甲’は再審請求や控訴の有無に関係なく、地方労働委員会の決定または裁判所の確定判決を履行すること。

### 第14条（契約の解除）

- ① ‘乙’は個人的な事情によって、やむを得ず‘甲’との契約期間を履行できない場合、解除を行う予定の日から30日前までに‘甲’に書面通知をしなければならない。
- ② ‘乙’は契約締結後30日以内に作業が開始されなかったり、作業中断が30日を超過する場合は、契約を解除することができる。
- ③ ‘甲’が第6条に明示された賃金額を定められた期日に全額支給しない場合、‘乙’は‘甲’に14日以内の義務履行を催告し、その期間内に履行されなければ‘乙’は契約を解除できる。
- ④ ‘甲’は会社の事実上の倒産、撮影したフィルムの亡失、主要俳優および主要スタッフの死亡もしくは疾病、その他天変地異など不可抗力に起因して本件の映画の制作が

不可能となった時、契約を解除できる。

- ⑤ 上の第2項、第3項、第4項の契約解除の効力は、第9条および第13条に関わらず、契約解除通知書の受け取りから即時に発生するものとする。

#### 第15条（金品清算）

‘甲’は契約期間が満了した時、または本契約が解除された場合、その満了日もしくは解除日から14日以内に‘乙’に対して賃金など一切の金品を支給しなければならない。ただし、契約期間の延長など特別な事情がある場合には、清算期日に関して、当事者間の書面合意の下で別途に定めることができる。

#### 第16条（契約の転属）

- ① ‘乙’は本人の労働提供を‘甲’の同意なく第3者に代理・代行をさせることはできない。
- ② ‘甲’は‘乙’の同意なく、本契約上の使用者の地位を第3者に移転しない。

#### 第17条（クレジットの明記）

- ① ‘甲’は本件の映画の劇場上映プリントを含んだすべての制作物に‘乙’の所属部署、職責と氏名を明記すること。契約期間の途中で契約が解除された場合は、‘乙’の労働提供期間を考慮し、‘甲’と‘乙’が合意して決定する。ただし、第13条第2項の内容に依拠し、懲戒解雇された場合はその限りではない。
- ② クレジット表記の大きさ、位置、表示方法は、韓国映画界の慣例に従い‘甲’が決定する。

#### 第18条（権利の帰属）

- ① 本件の映画と関連し、‘乙’が提供したすべての労働の結果物は、‘甲’に永続的に帰属する。‘甲’は国内外を含む本件の映画の劇場上映および再上映、ホームビデオ、地上波テレビおよび有料・無料でのケーブルテレビ、衛星放送での放映、ビデオCD、DVD、OST音盤の制作ならびに頒布、インターネットでの電送、モバイルサービス、ゲーム、デジタルマルチメディアでの電送、図書の出版、キャラクターの使用、続編の制作、リメイク権を含む2次的著作権の作成権、海外輸出など本件の映画から発生および派生可能な直接・間接的なすべての知的財産権の唯一で独占的な権利者となる。
- ② ‘甲’は本件の映画の配給、封切り、広報のために‘乙’の名前、声、肖像、自伝的資料などを使用することができる。

#### 第19条（両性平等および母性保護）

‘甲’は‘乙’に性別、妊娠、出産などの事由に関し、合理的な理由なく不利な措置を取ったり、労働の条件を他と異なるものにしたりはならない。

#### 第20条（誠実義務と事情変更）

‘甲’と‘乙’はこの契約で定めたことを誠実に履行する義務がある。ただし、事情変更によって契約期間の途中で賃金ならびに期間、その他の労働条件の変更が必要な場合には、‘甲’と‘乙’が合意して定める。

#### 第21条（紛争の解決）

本契約と関連し、‘甲’と‘乙’の間に発生した紛争については、まず‘映画人シンムン

ゴ'を通じた解決を模索するようにする。ただし、やむを得ず民事訴訟が提起された場合、'甲'の住所地または'乙'の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

#### 第22条（準用）

本契約書において明示されていない事項は'甲'の就業規則、労働関係法令および民法などその他の法令、そして韓国映画界の慣行に依拠するものとする。

“上記契約の成立を証明するために、'甲'と'乙'は本契約書を2部作成し、各自が署名もしくは捺印したのち、各1部を保管する”

20 年 月 日

[甲] 事業体名： (印)  
事業者登録番号：  
代 表：  
所 在 地：  
電 話：

[乙] 氏 名： (印)  
住民登録番号：  
住 所：  
電 話：